

解体業・破砕業 変更届の作成方法

次の事項に変更がある場合には、「解体業変更届出書（様式第7号）又は破砕業変更届出書（様式第11号）」、「誓約書（法第62条第1項第2号イからヌまでのいずれかにも該当しないこと誓約する書面）」及び次の書類を添えて、変更のあった日から30日以内に正、副合計2部を提出してください。 副本については、すべてコピーで結構です。

1 事業者の氏名又は名称及び住所の変更（法人にあっては代表者の氏名）

個人の場合（改姓の場合）・・・住民票（本籍地記載のもの）

法人の場合・・・定款又は寄付行為

商業登記簿謄本のうち「履歴事項全部証明書」

住所の変更の場合は、上記に加えて住宅地図等の写し。

2 事業所名称の変更

添付書類必要なし

3 事業所所在地の変更（保管場所を含む）

（徳島県使用済自動車の再資源化等に関する指導要綱に基づく事前協議が必要な場合があります）

所有権又は使用権限の証明書

・公図の写し

・土地の登記全部事項証明書（所有権限を有しない場合は、左記に加え、賃貸借契約書などの写し等）

施設周辺付近の見取り図（住宅地図の写し等）

4 法人役員（業務を執行する社員、取締役、執行役、相談役、顧問他これらに準ずる者）、契約締結権を有する使用人、未成年者の法定代理人、100分の5以上の株主及び出資者の変更

商業登記簿謄本のうち「履歴事項全部証明書」

住民票（本籍地記載のもの）

成年被後見人及び被保佐人でないことの証明書（最寄りの法務局で請求できます）

5 事業所施設内容の変更

《施設の場合》

事業場の平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書

《運搬車両の場合》

事業のように供する施設（所有する登録車両をすべて記入してください）

追加車両の写真（前面及び側面、ナンバープレートの確認できるもの）

自動車検査証 <追加車両のみ>

自動車税（県税）の納税（完納）証明書 <追加車両のみ>

6 標準作業書の記載事項の変更

標準作業書の写し

上記変更内容のうち、許可証記載内容に変更がある事項については、当該許可証の写しを添付してください。新しい許可証については発行する際に、旧許可証と交換することになります。

注意事項（破砕業変更許可を要する場合）

事業範囲（「破砕前処理」、「破砕」の内容）の変更及び追加をする場合は、知事の変更許可を受けなければなりません。また、徳島県使用済自動車の再資源化等に関する指導要綱に基づく事前協議が必要になりますので、事前にご相談ください。